

令和5年度第2回図書館協議会次第

日 時 令和5年10月12日（木）

午後3時30分から4時30分まで

場 所 君津市立中央図書館201会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題 報告（1）令和5年度図書館事業実施状況について
（2）君津市図書館規則の改正について
- 4 その他
- 5 閉会

次第3 議題 報告(1) 令和5年度図書館事業実施状況について

令和5年度図書館事業実施状況

1 運営方針

新型コロナウイルス感染症対策の見直しも進み、集客事業の開催や市民の意識も従前に戻りつつあるなか、多種多様な資料に接する機会、ニーズを的確に把握した図書館資料の収集、必要とする情報を入手しやすい環境の充実を図り、自主的に学び続けられる読書環境の整備に努める。

2 事業目標と具体的業務

(1) 多種多様な資料に接する機会の提供

感染症対策のため休止していた読書推進事業の再開や、各年代に応じた参加型イベントを実施する。

<進捗状況>

おはなしかいや映画観賞会等について再開している。詳細は、実施状況のとおり。

(2) 市全域における図書館サービスの提供

移動図書館ひまわり号のステーションの見直しや、資料の入れ替えによる分室の充実、電子書籍サービス等の非来館型サービスを充実させる。

<進捗状況>

移動図書館の新規巡回として、令和5年5月から、南子安小・外箕輪小への巡回を開始し、市内小学校全12校の巡回とした。また、7月から内箕輪どろんこ保育園への巡回を開始した。

また、分室についても、令和6年1月開館予定の清和地区拠点施設内の図書コーナーの準備をすすめている。

電子書籍サービスの実績詳細は実施状況のとおり。

(3) ICTを活用したサービスの推進

電子書籍サービスやオンラインデータベースの提供、手続き等の図書館サービスのデジタル化を進めるとともに、中央図書館内における通信環境の向上を目指す。

<進捗状況>

これまで来館が必要だったと申請について、デジタル化を進めている。未所蔵リクエストの受付について、7月から、Logo(ロゴ)フォーム(自治体専用デジタル化総合プラットフォーム)からの受付、10月からはちば施設予約システムを利用した会議室の利用申請等を開始した。

また、展示施設や掲示物等のデジタルによる申請についても、今年度の実施予定。

(4)利用者満足度の向上

利用者のニーズや実態を把握するため、来館者へのアンケートを実施する。また、アンケート結果を分析し、今後のサービスの参考とする。

<進捗状況>

利用者アンケートを10月実施予定。

3 令和5年度事業状況(令和5年9月末現在)

事業名	主な内容
中央図書館 資料購入事業	中央図書館、移動図書館及び6分室の 図書4,037冊、逐次刊行物(新聞26紙、雑誌160誌) を購入。
中央図書館 資料貸出事業	中央図書館、移動図書館及び6分室の貸出等の図書館 サービスを行う他、上総分室をはじめとする分室の資料 整備を行なっている。 中央図書館利用状況(開館日数157日) 利用者数 53,762人 貸出冊数 231,270冊 入館者数 117,738人

<p>移動図書館の 運行</p>	<p>市内 33 か所に 2 週間に 1 度巡回し、貸出等のサービスを行なった。 98 日運行 利用者延べ 5,451 人、貸出冊数 14,148 冊 また、夏季休業中に巡回希望の学童保育施設へ巡回を行った。 前期巡回 7 月 25 日～8 月 1 日 後期巡回 8 月 22 日～8 月 29 日 学童保育施 9 か所 228 人 貸出冊数 874 冊</p>
<p>団体貸出</p>	<p>保育園、幼稚園、学校等で授業や保育に必要な資料の団体貸し出しを行なっている。 保育園 5,847 冊 その他 1,189 冊 小学校 639 冊 合計 7,738 冊 中学校 63 冊</p>
<p>中央図書館 読書推進事業</p>	<p>定例事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おはなし会 内容：絵本の読み聞かせ、昔話の語り 毎月第 1・3 土曜日 14 時～ 幼児 14 時 30 分～ 小学生 ・わらべうたの時間 内容：親子でわらべうたを楽しむ 毎月第 2・4 木曜日 10 時 30 分～ 0 歳から親子で ・おひざにだっこの絵本の時間 内容：親子で絵本やわらべうたを楽しむ 毎月第 2・4 木曜日 11 時～ 2 歳くらいから親子で ・ちゃいどたいむ※1 (9 月から定例行事) 毎週木曜日 10 時～正午 ・こどもの読書月間 (4/27～5/10) /図書館振興の月 (5 月) イベント 4/22～5/28 読書ビンゴを実施 43 名参加 ・来館おはなし会 9 園受付

中央図書館
読書推進事業

- ・出張おはなし会 5園受付
- ・映画観賞会 毎月第3木曜日開催

夏休み子どもイベント

- ・夏のちょっこわーいおはなし会
7/28 42名参加
- ・夏休みこども映画会 8/3.10.24 97名参加
- ・ちゃいるどたいむ 8月の毎週木曜日開催
- ・ミニミニブックリサイクル
図書館で除籍となった本の無償配布(児童書)
7/26~8/3 開催 のべ330人 1,100冊提供
- ・(図書館友の会主催への協力)
図書館わくわく探検ツアー
8/3 開催 参加者19名

学校との協力

- ・7/24 図書館除籍資料のリユース会
小学校12校234冊 中学校7校88冊
- ・職場体験
7/31~8/1 八重原中3名
8/2~8/3 上総小櫃中4名
- ・施設見学
9/29 北子安小、10/3 清和小、10/4 南子安小
10/13 君津特別支援学校の児童・生徒を受け
入れ予定

ボランティアの育成

- ・ブックスタートボランティア全体会 5/29 開催
活動中のボランティア数 9名

公民館事業との協力

- ・ブックスタートボランティアによるおはなし会
生涯学習交流センターこっこルームにて
開催 6/26、7/10、8/21 計3回
参加者23名 参加ボランティア 各回3名
- ・小櫃公民館事業「こどもひろば“夏休み”」
7/28 小櫃小児童来館
内容：施設見学、読み聞かせ等
- ・八重原・周南地区合同「やえなみ子育て広場」
8/28 周南公民館にて開催 4名参加
内容：子どもの成長に合わせた絵本の選び方

<p>中央図書館 読書推進事業</p>	<p>子育て関係課との協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん応援パック事業※2 6/28 9組 19名 (周南公民館) 7/12 24組 52名 (大和田社宅) 7/28 13組 28名 (小櫃公民館) 9/21 2組 6名 (ふれあい館) <p>その他各種講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりふれあい講座 7/6・9/7開催「子どもと本の講座」 56名参加 ・きみつまちライブラリー×ミニ講座 「思い出の1冊をレスキュー！本の修理講座」 8/23開催 4名参加
<p>図書館利用者 アンケート</p>	<p>利用満足度を把握するため、10月に来館者へのアンケートを実施する。(10/10～22)</p>
<p>図書館「知の拠点化」推進事業</p>	<p>電子書籍サービス実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規申し込み 491名 ログイン 延べ3,589回 コンテンツ購入数 116点 総タイトル 8,628点 (10月1日時点) コンテンツ貸出 1,450回 電子雑誌 181タイトル 電子雑誌閲覧数 523回

次第3 議題 報告(2) 君津市図書館規則の改正について

君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

君津市立中央図書館清和分室が清和地域拠点複合施設へ移転するにあたり、規定の整理をするため、君津市図書館規則(昭和53年君津市教育委員会規則第8号)の一部を改正するもの。

2 改正の内容

清和分室の位置を「君津市西栗倉36番地」に改める。

3 施行日

令和6年1月1日

君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

令和5年10月1日から中央図書館で施設予約システムの運用を開始し、同システムで施設の使用許可申請及び許可を運用するにあたり、所要の規定を整理するため、君津市図書館規則（昭和53年君津市教育委員会規則第8号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 施設予約システムを利用した施設の使用許可の申請、許可、変更等について規定を加える。
- (2) 施設予約システムにおける使用者登録について規定を加える。
- (3) 会議室等使用（取消・変更）許可申請書の「第1項」の次に「、第22条第1項」を加える。
- (4) 会議室等使用（取消・変更）許可書の「第1項」の次に「、第22条第2項」を加える。
- (5) 会議室等使用料免除決定（却下）通知について規定を加える。
- (6) 会議室等使用料還付申請書の様式を改める。
- (7) 会議室等の使用者の義務についての規定を改める。

3 施行期日

令和5年10月1日

君津市図書館利用停止取り扱い要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

令和4年3月31日の君津市図書館規則（昭和53年君津市教育委員会規則第8号）の一部改正により、所要の規定を整理するため、君津市図書館利用停止取り扱い要綱（平成25年教育委員会告示第12号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

第1条中「第7条の2第2項」を「第10条第2項」に改める。

3 施行期日

公示の日から施行する。

認めるときは、この限りでない。

(使用者登録の申請)

第19条の2 前条第2項の規定により使用の申請をしようとする者は、あらかじめ君津市立中央図書館施設予約システム使用者登録申込書(別記第1号様式の2)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出し、登録を受けなければならない。ただし、他の施設において既に施設予約システムの登録を受けているときは、この限りでない。

2 前項の登録の内容に変更が生じたときは、教育委員会に届け出るものとする。

(使用の許可等)

第20条 教育委員会は、第19条第1項及び第2項の規定による申請の内容について支障がないと認めたときは、その使用を許可するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により当該申請した者に

会が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 視聴覚室、会議室201、会議室301、会議室302、会議室303及びスタジオB 使用しようとする日(以下「使用日という。」)の属する月の3月前(市外の者にあつては、2月前)から使用日の7日前まで

(2) 会議室202、スタジオA 使用日の属する月の3月前(市外の者にあつては、2月前)から使用日まで

(使用の許可等)

第20条 教育委員会は、前条第1項 の 規定による申請の内容について支障がないと認めたときは、その使用を許可するとともに、会議室等使用(取消・変更)許可書(別記第2号様式)を交付しなければ

(2) 前項第2号の申請に係る通知 施設予約システム

(会議室等の使用料の免除)

第24条 省略

2 省略

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定するとともに、その旨を会議室等使用料免除決定(却下)通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(会議室等の使用料の還付)

第25条 条例第12条のただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、会議室等使用料還付申請書(別記第5号様式)により市長に申請しなければならない。

(会議室等の使用者の義務)

第26条 条例第9条に規定する会議室等を使用する者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の際は、使用許可書を所持し、職員から請求があったときはこれを掲示すること。ただし、第20条第1項第2号による場合は、この限りでない。

(2) 使用の許可を受けた施設及び設備(以下「施設等」という。)以外の施設等を使用しないこと。

(3)～(9) 省略

(会議室等の使用料の免除)

第24条 省略

2 省略

(会議室等の使用料の還付)

第25条 条例第12条のただし書きの規定により使用料の還付を受けようとする者は、会議室等使用料還付申請書(別記第4号様式)により市長に申請しなければならない。

(会議室等の使用者の義務)

第26条 条例第9条に規定する会議室等を使用する者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の際は、使用許可書を所持し、職員から請求があったときはこれを掲示すること。 _____

(2) 許可の申請を受けた施設及び設備(以下「施設等」という。)以外の施設等を使用しないこと。

(3)～(9) 省略

別記第1号様式（第19条第1項、第22条第1項）

省略

別記第1号様式の2（第19条の2第1項）

省略

別記第2号様式（第20条第1項、第22条第2項）

省略

別記第4号様式（第24条第3項）

省略

別記第5号様式（第25条第1項）

省略

別記第1号様式（第19条第1項_____）

省略

別記第2号様式（第20条第1項_____）

省略

別記第4号様式（第25条第1項）

省略

別記第1号様式（第19条第1項、第22条第1項）

会議室等使用(取消・変更)許可申請書

年 月 日

君津市教育委員会 様

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名 称)

電 話 ()

下記のとおり会議室等を使用(取消・変更)したいので、申請します。

使 用 内 容	使用期間	年 月 日()～ 年 月 日()			
	使用時間	時 分 ～ 時 分	使用 人員	市内	市外
	使用目的 (会議名等)				
	使用内容 (日程等)				
	使用する会議室名 設備及び備品				
	使用責任者	氏名		連絡先	

君津市立中央図書館施設予約システム使用者登録申込書

個人 / 団体区分	個人	団体
-----------	----	----

※登録する区分に○をしてください

使用者登録情報（必ず記載してください）

利用者ID	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; border: 1px solid black;"> </td> </tr> </table>								
フリガナ									
名称（団体・会社等）									
名称 所在地	〒								
フリガナ									
代表者 氏名									
代表者 住所	〒								
代表者 電話番号	()								
メールアドレス									
フリガナ									
使用責任者 氏名									
使用責任者 電話番号	()								

※個人の場合は代表者の氏名、住所、電話番号欄のみ記入して下さい。

職員記入欄

【使用者区分】	市内	市外
【使用目的・内容】		
決 裁		
本人確認方法	免許証・学生証・マイナンバーカード ・その他 ()	入力者
備 考	申請日 年 月 日	

別記第2号様式(第20条第1項、第22条第2項)

許可番号第 号

会議室等使用(取消・変更)許可書

様

君津市教育委員会



下記のとおり、会議室等の使用(取消・変更)を許可します。

使用 内 容	使用期間	年 月 日()～ 年 月 日()			
	使用時間	時 分 ～ 時 分	使用 人員	市内	市外
	使用目的 (会議名等)				
	使用内容 (日程等)				
	使用する会議室名 設備及び備品				
	使用責任者	氏名		連絡先	
使用料	円	算定の基礎			
許可 条件	1 君津市図書館条例及び君津市図書館規則を遵守すること。				
備 考					

この許可書は当日持参し、図書館職員に提示してください。

会議室等使用料免除決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった会議室等使用料の免除について、下記のとおり免除を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 決定又は却下の別 決定 ・ 却下
- 2 決定の内容
- (1) 使用施設名
- (2) 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- (3) 使用時間 時 分から 時 分
- (4) 使用内容
- (5) 免除決定額 円
- 3 却下の理由

注

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第5号様式(第25条第1項)

会議室等使用料還付申請書

君津市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名 称)
電 話 ()

会議室等使用料について、下記のとおり還付を申請します。

使用できない理由			
還 付 申 請 額			
納 付 済 額		納付年月日	年 月 日
使用予定日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
使用予定施設名	<input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> 会議室301 <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 会議室201 <input type="checkbox"/> 会議室302 <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> 会議室202 <input type="checkbox"/> 会議室303		
備 考			

君津市図書館利用停止取扱い要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は君津市図書館規則(昭和53年君津市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。) <u>第10条第2項</u>の規定による図書館の利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は君津市図書館規則(昭和53年君津市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。) <u>第7条の2第2項</u>の規定による図書館の利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>